

令和 8 年 8 月から
高額療養費制度が改正されます

高額療養費制度は、1 か月間の医療費（保険外診療などを除く）の自己負担額を一定の限度額までに抑える制度です。

今回の改正では「年間の上限額」が新設され、月あたりの自己負担限度額が下表のとおり、変更になりました。令和 9 年度に予定されている見直し内容については、厚生労働省ホームページへ。



詳細はこちら▲

【問い合わせ先】

国民健康保険の高額療養費について

保険医療課保険年金・徴収係（☎42 - 9111 内線 2762・2763）

後期高齢者医療の高額療養費について

保険医療課医療係（☎42 - 9111 内線 2772・2773）

見直しの背景について

厚生労働省コールセンター（☎ 0120 - 617 - 111）

国民健康保険に加入している人

	所得区分（70 歳未満の人）	月額自己負担限度額	年間上限額
ア	基礎控除後の総所得金額等 901 万円超	270,300 円 + (総医療費 - 901,000 円) × 1% (年 4 回目以降 140,100 円)	1,680,000 円
イ	基礎控除後の総所得金額等 600 万円超～ 901 万円以下	179,100 円 + (総医療費 - 597,000 円) × 1% (年 4 回目以降 93,000 円)	1,110,000 円
ウ	基礎控除後の総所得金額等 210 万円超～ 600 万円以下	85,800 円 + (総医療費 - 286,000 円) × 1% (年 4 回目以降 44,400 円)	530,000 円
エ	基礎控除後の総所得金額等 210 万円以下	61,500 円 (年 4 回目以降 44,400 円)	530,000 円*
オ	住民税非課税世帯	36,900 円 (年 4 回目以降 24,600 円)	290,000 円

所得区分（70 歳以上の人）			外来（個人）	入院 + 外来（世帯ごと）	年間上限額
現役並み所得者（3 割負担世帯）	Ⅲ	課税所得 690 万円以上	270,300 円 + (総医療費 - 901,000 円) × 1% (年 4 回目以降 140,100 円)		1,680,000 円
	Ⅱ	課税所得 380 万円以上	179,100 円 + (総医療費 - 597,000 円) × 1% (年 4 回目以降 93,000 円)		1,110,000 円
	Ⅰ	課税所得 145 万円以上	85,800 円 + (総医療費 - 286,000 円) × 1% (年 4 回目以降 44,400 円)		530,000 円
一般所得者（2 割負担世帯）		住民税課税所得 145 万円未満など	22,000 円 (外来の年間上限 216,000 円)	61,500 円 (年 4 回目以降 44,400 円)	530,000 円*
低所得者（2 割負担世帯）	Ⅱ	住民税 非課税世帯	11,000 円 (外来の年間上限 96,000 円)	25,700 円 (年 4 回目以降 24,600 円)	290,000 円
	Ⅰ	世帯全員の所得が 0 円など	8,000 円	15,700 円	180,000 円

- 初めて高額療養費の支給対象になる人には申請書を送付します。
- 世帯に国民健康保険税の滞納がある場合、限度額適用認定証を交付できないことがあります。
- 限度額適用認定証は 70 歳以上の人のうち「現役並み所得者Ⅲ」と「一般所得者」の人には交付されず、資格確認書などが限度額適用認定証の役割を兼ねます。
- さかのぼって前月分を交付することはできません。
- 医療機関の受診時に「マイナ保険証」を利用することで、窓口負担額が自己負担限度額までの支払いになります。

後期高齢者医療に加入している人

所得区分			外来（個人）	入院 + 外来（世帯ごと）	年間上限額
現役並み所得者（3 割負担世帯）	Ⅲ	課税所得 690 万円以上	270,300 円 + (総医療費 - 901,000 円) × 1% (年 4 回目以降 140,100 円)		1,680,000 円
	Ⅱ	課税所得 380 万円以上	179,100 円 + (総医療費 - 597,000 円) × 1% (年 4 回目以降 93,000 円)		1,110,000 円
	Ⅰ	課税所得 145 万円以上	85,800 円 + (総医療費 - 286,000 円) × 1% (年 4 回目以降 44,400 円)		530,000 円
一般Ⅱ（2 割負担世帯）		課税所得 28 万円以上など	22,000 円 (外来の年間上限 216,000 円)	61,500 円 (年 4 回目以降 44,400 円)	530,000 円*
一般Ⅰ（1 割負担世帯）		課税所得 28 万円未満			
低所得者（1 割負担世帯）	Ⅱ	住民税 非課税世帯	11,000 円 (外来の年間上限 96,000 円)	25,700 円 (年 4 回目以降 24,600 円)	290,000 円
	Ⅰ	世帯全員の所得が 0 円など	8,000 円	15,700 円	180,000 円

- 振込口座の申請を行うと、申請後に生じた高額療養費は口座に振り込まれます。
- 医療機関の受診時に、「マイナ保険証」または限度額区分が記載された「資格確認書」を利用することで、窓口負担額が自己負担限度額までの支払いになります。

※ 所得区分が年収約 200 万円未満に該当すると確認できた人は、年間上限 41 万円が適用されます。